



<論説>低価基準と計算原則(今川正教授記念号)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2009-08-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 平敷, 慶武 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24729/00001680">https://doi.org/10.24729/00001680</a>

# 低価基準と計算原則

平 敷 慶 武

## I はじめに

本稿の目的は、低価基準は原則的・合理的基準であるか否かを論ずることである。そのためには、まず低価基準と費用の認識・測定原則との関係について考察しなければならない。それにもかかわらず、従来、低価基準問題は、何故か認識・測定原則との関連で真正面から取り上げて論じられることは皆無であったのである。

しかし、低価基準と認識・測定原則との関係を考察することは不可欠である。なぜなら、低価基準自体は認識基準ではないのであるから、当該基準によって損失が計上される限りは、その計上の根拠がなければならないからである。しかも、低価基準はきわめて特殊であるために、かえって会計の根本的な問題と深く係っているからである。

現在、低価基準は、一般に、動態論の観点から理解されている。動的低価基準観がそれである。動的低価基準とは、期間損益計算の観点に立脚し、「有用性」(回収可能性または効用)に基づく原価配分手続として低価基準を理解することである。反面、依然として、静的低価基準観も存在する。静的低価基準とは、財産計算の観点に立脚して、財産価値の評価手続として低価基準を理解することである。その低価基準観には真向から相対立した二つの見解がみられる。原則的基準説と例外的基準説がそれである。

このような相対立した見解が生ずるのは、何故だろうか。それは、論者の意

識のいかんとは無関係に費用の認識・測定原則に関する理解が根本的に異っているからである。つまり、会計における認識・測定原則の根本的対立が低価基準観における根本的対立の原因である。

従って、以下においては、低価基準が費用の認識・測定原則との関連でどのように論じられているかを紹介し、その吟味を通して、認識・測定原則および低価基準の本質を明らかにしたい。

## II 低価基準と正規の簿記の原則

会計的記帳に関して、我国の「企業会計原則」においては、「正規の簿記の原則」が規定されている。当該原則は、次のように表現されている。

「企業会計は、すべての取引につき、正規の簿記の原則に従って、正確な会計帳簿を作成しなければならない。」

この「正規の簿記の原則」の意味は、次のように理解される。すなわち、「取引」は、すべて、網羅的に検証可能な証拠に基づいて秩序正しく記録されなければならないこと<sup>(1)</sup>、あるいは、正確な会計帳簿を作成するためには、「すべての取引」は歴史的かつ分析的に記録されなければならないことを意味する<sup>(2)</sup>、と理解されている。

また、「会計」の定義に関して、「会計行為とは、なんらかの事実関係システムを数関係システムへ転換する操作をいう。」<sup>(3)</sup>と規定されている。ここに、「事実関係」とは、明らかに、経済活動のことであって、それは会計的には「取引」として把握されることを意味している。

「正規の簿記の原則」においても、また「会計の定義」においても、要するに、正確な会計帳簿を作成して期間損益計算を適正に行うためには、「すべての取引」が貨幣的評価の対象とされなければならないことが説明されている。

ところで、取引の会計的な貨幣的計量化にさいして、低価基準との関係で根本的に問題となるのは、果して、棚卸資産に関する「時価下落」という事象は

(1) 飯野利夫『財務会計論』(同文館, 1976年) 40頁。

(2) 武田隆二『最新財務諸表論』(中央経済社, 1985年) 90-91頁。

(3) 前掲書, 1頁。

「すべての取引」ないし「事実関係」という概念に包摂されるか否かということである。つまり，“時価下落”は「取引」か否かということである。

したがって、「時価下落」を「損失」として測定計上するための会計方法、すなわち、低価基準の当否の問題を解明するためには、まず、「時価下落と計算原則」の関係が考察されなければならない。

“時価下落”は「取引」であるか否かを考察するにあたっては、「取引」とは何かということが明らかにされなければならない。

ここで、定義されるべき「取引」は、簿記会計上の記帳対象となる事象のことである。したがって、「取引」は簿記的定義に基づく取引概念である、と考えてよい。すなわち、「取引」とは、一般に、“資産・負債・資本の増減に影響をおよぼす一切の事象である”，と理解されているのである。

問題は、果して、「時価下落」は、このような「取引」概念として含意されるだろうか、ということである。

この問題に関して、我国の「企業会計原則」は、きわめて不明確であって、釈然としない。すなわち、「企業会計原則・『貸借対照表原則五のA』」は、次のように規定している。

「……たな卸資産については、……取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、時価が取得原価より著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならない。

たな卸資産の貸借対照表価額は、時価が取得原価よりも下落した場合には時価による方法を適用して算定することができる。」

つまり、「企業会計原則」によれば、時価が下落した場合、棚卸資産の貸借対照表価額は時価でなければならない場合と時価であってもさしつかえない場合とが規定されているのである。すなわち、「時価下落」の「程度」とその「回復可能性の有無」のいかんによって、時価の強制的適用と任意的適用という二つの場合が存在するのである。

「企業会計原則」の規定から、明らかなことは、次の点である。すなわち、強制的適用の場合に関しては、「企業会計原則」が「時価下落」の記帳を強制している限り、当該「時価下落」の事象（時価の著しい下落、および回復見込

がないか不明の場合)は「取引」として把握されていることを意味している。他方、選択的適用の場合には、記帳が任意的である限り、その場合の「時価下落」の事象は「取引」ではないか、または、少なくとも「取引」であるか否かが不明確なものとして把握されていることを意味している、と理解されえよう。

それでは、二つの時価下落の事象は、等しく「時価下落」という事象でありながら、何故に、「取引」としての認識が異なるのであろうか。

時価下落の程度が著しく、かつその回復見込がない(または不明)と規定される場合には、その限り、時価の回復が期待不可能であることは確定的である。したがって、そのような「時価下落」が「取引」として理解されることは、正当化されえよう。なぜなら、そのような「時価下落」は明らかに資産・資本の減少に影響をおよぼし、したがって、当該「時価下落」は「取引」の定義に適合するからである。これに対して、「時価下落」の程度が軽微であり、かつ、時価の回復見込も不確実であると規定される場合には、その限り、その「時価下落」が資産・資本の増減におよぼす影響も不確実である。したがって、当該「時価下落」が「取引」の定義に適合すべき必然性は存在しないからである。

すなわち、前者の場合には、「時価下落」は「取引の处理的記帳の要件」<sup>(4)</sup>である「確実性」ないし「恒久性」を満足するから、当該「時価下落」は「取引」である。他方、後者の場合には、「時価下落」は「取引の处理的記帳の要件」を満足しないから、当該「時価下落」は「取引」ではないのである。ただし、厳密に言えば、前者の場合においても、下落した時価の回復見込が不明である場合には、不明である限り、その「時価下落」が「取引の处理的記帳の要件」を満足するか否かも不確実である。したがって、当該「時価下落」が「取引」であるか否かも不明なのである。

それゆえ、前者の場合における「時価下落」の事象は、それが「取引」である以上、当該「時価下落」を「損失」として原則的に計上することは妥当である。これに対して、後者の場合における「時価下落」の事象は、「取引」ではないのであるから、当該「時価下落」を原則的に「損失」として計上することは妥当ではないのである。つまり、前者の場合には「損失」として原則的に計上することが「正規の簿記の原則」から正当化されるのに対して、後者の場合に

は、「損失」として計上することは「正規の簿記の原則」からは正当化されえないのである。

これまで、「時価下落」と「正規の簿記の原則」の関係について、考察してきた。さらに、「時価下落」と「計算原則」の関係について考察することが、必要であろう。なぜなら、低価基準の本質を解明するためには、次の疑問に答えなければならないからである。すなわち、「時価下落」は、期間損益計算上原則的に「損失」として認識されるであろうか。言い換えると、「時価下落」は「損失」として期間帰属の決定原則によって正当に認識されうるであろうか。次に、この問題について考察しなければならない。

### III 低価基準と原価配分の原則

動的会計観の下における重要な計算原則が、「原価配分の原則」（または「費用配分の原則」）である。この原価配分思想は、会計の近代化におけるマイル・ストーンの意味をもつ計算原則である。原価配分思想は、次の文献等によって確立された、といわれている。すなわち、米国会計士協会からニューヨーク証券取引所にあてた1932年9月22日付の書簡、米国会計学会の1936年ステートメント、および“会計学理論のバイブル”といわれるペイトン=リトルトン共著の「企業会計基準序説」等がそれである。<sup>(5)</sup>

この「原価配分の原則」については、その内容に係わる表現上または用語上の問題がある。すなわち、原価配分の原則は、「基本原則」か「一測定基準」か、また、「原価配分の原則」か「費用配分の原則」か、さらに、「原則」か「原理」か等の問題が、それである。基本原則か一基準かの問題は、原則配分原則と他の計算原則との関係における「原価配分の原則」の基本的な位置づけの問題である。また、原価配分か費用配分かの問題は、配分対象の広狭または何れが上位概念であるかの問題である。さらに、原理か原則かの問題は、原価配分原則は基本思考か基準かの問題である。したがって、例えば、ある論者によれば、「原価配分の原則」は、費用測定原則および資産評価原則の上位に立

(4) 前掲書、131頁。

(5) 中村 忠「原価配分の原理」山下勝治編『近代会計学体系Ⅱ 損益損算論』（中央経済社、1968年）所収、117-129頁。

つ基本原則であって、資産構成支出を対象とするから、それは「『原価配分』の『原理』」である、とされている。<sup>(6)</sup>

しかし、ここでは、一般的用語にしたがって、「原価配分の原則」という用語を使用することにする。

原価配分の原則は、次のように定義されている。すなわち、「原価配分とは、原価集合を通じて求められた資産の取得原価を当期費消分と未費消分とに分割する<sup>(7)</sup> 手順をいう。」と規定されている。重要なことは、原価配分の原則には、<sup>(8)</sup> 其の基本的な位置付けや呼称に関する見解の相違とは無関係に、共通の特徴が存在することである。すなわち、(イ)配分を行うこと、(ロ)配分の基礎は取得原価であること、(ハ)配分の測度も原価自身であること、および(ニ)費消を前提として

(6) 前掲書、108頁。中村忠『現代会計学』(白桃書房、1977) 71頁。中村忠「原価配分の原理」番場嘉一郎編『会計学辞典』(中央経済社、1985) 所収、846頁。

(7) 武田隆二『最新財務諸表論』(中央経済社、1983年) 187頁。

(8) 「原価配分の原則」の意味や呼称については、次のような見解の相違がある。

まず、中村教授は次のように述べている。すなわち、「…一般には『費用配分』と『原価配分』は同義に解されているが、両者を区別する考え方もある。それによると、原価配分は資産を構成している支出を期間配分することであるが、費用配分はそれだけでなく、それ以外の費用の期間配分をも含むと解するのである。たとえば、さきあげた引当損の計上がそれである。…したがって、…費用配分のほうが原価配分よりも広い概念だといえる。しかし、…一般には費用配分イコール原価配分と解されている。」(傍点引用者)と。中村忠「原価配分の原理」山下勝治編『近代会計学体系Ⅱ 損益計算論』(中央経済社、1969年) 所収、111頁。

他方、阪本教授は配分対象として資産を構成する支出原価以外の費用も含めている。すなわち、「費用配分の原則とは、このように費用化する資産の取得原価や未払費用について、これを一定の基準によって、その消費される期間中の費用として合理的に期間に配分することを要求する基準を意味する。」(傍点引用者)と述べられている。阪本安一「費用配分の原則」神戸大学 会計学 研究室編『会計学辞典』(同文館、190年) 所収、1004頁。

また、中村教授は、費用配分の原則は基本思考であって原理と呼ぶべきであるとされ、費用配分の原則を基準と考えている人の例として阪本安一教授をあげている。すなわち、「…費用配分の原則は会計計算の基準でないことが明らかである。

しかし現在でも費用配分の原則を会計計算の基準と考えている人がないわけではない。…現在、阪本教授以外にこの考え方をとっている人がいるかどうか知らないが、…」(傍点引用者)と述べられている(中村忠、前掲書、110-111頁)

いること、等がそれである。

ところで、原価配分の原則は、もともと固定資産会計との関連で芽生えた会計思考であるから、当該原則の有形固定資産への適用に関する妥当性については、疑問はない。問題は、原価配分の原則は棚卸資産についても妥当するか否かである。なぜなら、棚卸資産原価の配分は「棚卸計算法」を前提とする場合があるからであり、また、低価基準が適用される場合があるからである。つまり、棚卸計算法の本質は財産計算的かまたは損益計算的かの相違があり、他方、低価基準の本質も財産計算的か損益計算的かが根本的に問題となるから、棚卸資産に関する費用限定原則としての原価配分原則がそのような棚卸計算法または低価基準と結合する限り、棚卸資産に対する原価配分原則の妥当性が問題となるからである。したがって、原価配分原則の棚卸資産に対する妥当性如何を問題にすることは、原価配分原則の本質を問うことであり、それはまた、低価基準は原価配分法であるか、それとも価値評価法であるかを問うことでもある。すなわち、それは、低価基準は「動的低価基準」か「静的低価基準」かという低価基準の本質を問題にすることである。

それでは、低価基準は、原価配分原則との関連でどのように理解されているのであろうか。次に、まずは、諸見解を概観してみよう。

## 1. 各論者の見解

### (1) 阪本説

阪本教授は、原価配分原則と低価基準の関係について、次のように述べている。

すなわち、「費用配分の原則とは、……費用化する資産の取得原価や未払費用について、これを一定の基準によって、その消費される期間中の費用として合理的に期間に配分することを要求する基準を意味する。それはまた、資産としてとどまる部分と、費用となって消滅する部分との割合を決定する基準であるということもできる。」<sup>(9)</sup>と述べ、そのような配分基準として払出基準・棚卸基準等があること、および棚卸計算法は財産計算の手段ではなくて期間損益計算の手段であることが指摘されている。さらに、次のように述べられている。すなわち、「期末棚卸法のなかで時価法は、必ずしも費用配分の原則にしたが



うものとはいえない。しかしながら、低価基準をとるときは、次期に繰越される資産の価額を、原則として原価を基準として決定し、時価が低落し原価以下になった場合に限って、時価を基準として決定するものである。……それは必ずしも時価主義によるものではなくて、原価を費用として配分する方法の一種<sup>(10)</sup>とすることができる。」と。つまり、原価配分原則とは取得原価を一定の基準によって当期費用と次期繰越資産価額とに配分決定する基準であり、その場合、配分基準として低価基準の適用によって時価がとられようとも、低価基準は原価を費用として配分する方法の一種である、と理解されているのである。ここで、低価基準と原価配分原則との関係について問題となるのは、次の点である。すなわち、低価基準が「原価を費用として配分する方法の一種」であるという場合、時価を基準として配分された原価は果して本質的に“費用”（ないし損失）であるといえるか、また、時価を基準とする配分は原価配分原則といえるか、さらに、低価基準が「原価を費用として配分する方法の一種」であるとは、確かにその通りであるが、当該配分方法は原価主義といえるか否かが問題である。

これらの問題に対して、阪本説は肯定的であるといえる。すなわち、原価配分原則については、「支出の結果を当期の費用に属するものと、将来の費用……に属するものとの間に、期間的に割当るうえに、一定の基準を採用することを要求する原則を、費用配分の原則<sup>(11)</sup>という。」と述べられている。つまり、原価配分原則とは、配分対象が支出でありさえすればよく、配分基準は原価ないし時価のいかに問わないと理解されているのである。

また、低価基準は原価主義であるか否かについては、「棚卸資産の評価基準については、このほかに売価法（売価基準）と低価法（低価基準）とがある。これらもまた原価主義評価の一種とみられる場合があるが、それらの用いる測定尺度としては、必ずしも取得原価を用いるものではない。」<sup>(12)</sup>と述べられてい

(9) 阪本安一「費用配分の原則」神戸大学会計学研究室編『会計学辞典』第三版（同文館，1976）所収，1004頁。

(10) 前掲書（傍点引用者）1005頁。

(11) 阪本安一『基礎会計学』（中実経済社，1975年）264頁。

(12) 前掲書，269頁。

る。つまり、低価基準は、配分測度として必ずしも取得原価を用いなくても、原価主義の一種であると考えられているのである。

したがって、低価基準と原価配分原則との関係については、「低価法は財の取得原価を当期の費用と後期の費用とに配分するところの費用配分の1つの基準である<sup>(13)</sup>」と主張されているのである。

要するに、阪本説では、低価基準は、損益計算の観点に立脚した原価配分の方法である、と規定されているのである。<sup>(14)</sup>

## (2) 中村説

中村教授は、原価配分原則と低価基準との関係について、次のように述べている。

すなわち、「費用配分の原則は、費用性資産について取得原価を基礎にして当期の費用と期末の貸借対照表価額が決定されなければならないとする原則である。……費用配分の原則は棚卸資産にも及ぶ。……ところが棚卸資産については必ずしもそうではなく、定期棚卸法が採用される場合はAの部分（貸借対照表価額—引用者註）が先に決まり、残りが費用とされるからである。取得原価の枠内で費用と資産との分割が行われる限り、費用配分原則の適用なのであるが、期末資産価額の決定が先に行なわれる点で価値評価の思想が一部は入りこんでいるとみられがちだからである。さらに、棚卸資産については低価基準の適用が認められている。市場価格が下落している場合、時価で評価することにより評価額を計上することは、費用配分原則の適用といえるか。取得原価の枠内で、その一部を早期に費用化するものと解すれば、費用配分原則の適用と考えることができる。しかし、価値評価の入ってくることは否定できない。<sup>(15)</sup>」と述べられている。つまり、その論旨は、次の点にある。すなわち、(イ)費用配分原則は取得原価を基礎にして当期費用と期末貸借対照表価額を決定すること、(ロ)棚卸資産については、取得原価の枠内で配分が行われる限り、費用配

(13) 前掲書，77頁。

(14) 同じ趣旨は、次の著書にもみられる。阪本安一「原価配分の原則」番場嘉一郎編『会計学大辞典』（中央経済社，1985年）所収，285頁。

(15) 中村 忠『現代会計学』（白桃書房，1977年）71-72頁。

分原則は妥当すること、(イ)定期棚卸法または低価基準のゆえに価値評価思想の介入は不可避的であること、がそれである。

したがって、価値評価思想の入ってくる原因の一つが棚卸計算法の性格自体にあるから、棚卸資産原価配分における価値評価思想の存在は、低価基準の本質とは無関係であることになる。それゆえ、たとえ損益計算思想の申し子である後入先出法等が配分方法として採用されようとも、それが期末棚卸法を前提とする限り、価値評価思想の介入は回避されえないことになるであろう。さらに、価値評価思想の介入するもう一つの原因は低価基準にある、とされている。その場合、低価基準の適用は棚卸計算法を前提とするから、価値評価思想が介入するのは棚卸計算法の性格に起因するのかそれとも本質的に低価基準の性格それ自体に起因するのかという点については、なお吟味の余地を残しているかのごときニュアンスを宿していると理解されうるであろう。しかし、価値評価思想の介入は、もちろん、低価基準の性格自体に起因するものであると主張されている、と理解されえよう。なぜなら、低価基準は測度として時価をもつからである。

要するに、引用文の主旨は、原価配分原則を棚卸資産に対して適用することが妥当性をもつか否かについて、棚卸計算法の性格と低価基準の本質との観点から考察していることである。しかし、低価基準と原価配分原則との関係を考察するにあたって重要なことは、中村説では、低価基準は、一面では価値評価思想を有し、他面では原価配分原則と矛盾しない原価配分思想であると理解されていることである。

### (3) 峯村説

峯村教授は、低価基準と原価配分原則との関係について、次のように述べている。

すなわち、「貸借対照表の資産について、評価額として付せられた原価が、資産の売却、消費等のなされた部分に応じて費用化され、費用化された部分を差し引いた残余の原価（残留原価……）が、その後の貸借対照表の評価額とされることをいい、企業会計原則では……また棚卸資産についても、『連続意見書』において同じ原理が採用されている。費用配分原理は貸借対照表の資産評価と損益計算における費用測定とを結びつけるものとして重要な意味をも

っている。それは取得原価主義会計を前提として理解できるものであるが、資産評価について低価基準が採用される場合においても、時価が取得原価を下回った場合の評価損を費用化された原価部分と同様に取り扱うならば費用配分原理と矛盾しない。」<sup>(16)</sup>と述べられている。その論旨は、次の点にある。すなわち、(イ)費用配分原理とは取得原価の当期費用分と次期費用分への分割であること、(ロ)費用化は売却・消費等を前提としていること、(ハ)費用配分原理は資産評価と費用測定を結合すること、(ニ)費用配分原理は取得原価主義会計を前提としていること、(ホ)低価基準は費用配分原理と矛盾しないこと、ただし「評価損を費用化された原価部分と同様に取り扱うならば」の条件付であること等が、それである。

ここで、低価基準と原価配分原則の関係を考察するにあたって、重要な問題は、「評価損」を「費用化された原価部分」と同様に取り扱うことが妥当であるか否かということである。この問題については、次のように考えることができるであろう。上述の引用文の説明から明確なことは、原価の費用化は「売却」・「消費」等によってなされ、他方、評価損は「売却」・「消費」等とは無関係だということである。したがって、その説明から推論する限り、「評価損」と「費用化された原価部分」とを「同様に取り扱う」ことは妥当ではないことになるであろう。したがって、また、「低価基準が……費用配分原理と矛盾しない」という見解は妥当ではないことになるであろう。さらに、低価基準は、費用配分原理の前提とされている取得原価主義とも矛盾することになるであろう。なぜなら、取得原価の費用化は費消を前提としているのに対して、低価基準は費消を前提としていないからである。

他方、低価基準の性格の観点から考察するならば、低価基準は費用配分原理と矛盾するか否か、また棚卸資産に対して費用配分原理を適用することの妥当性如何は、低価基準の本質観にかかっていると見えるであろう。結論的にいえば、「米国型低価基準観」に立脚すれば、費用配分原理と低価基準は矛盾しないであろう。しかし、「日本型低価基準観」に立脚すれば、両者は矛盾することになるであろう。なぜなら、米国型低価基準観によれば、価格下落は損傷等

(16) 峯村信吉「費用配分原理」黒沢清編『会計学辞典』（東洋経済新報社、1982年）所収、743頁。

と等しく有用性の喪失として同質視されているから、販売等を含めた物的有用性喪失と単なる時価下落（すなわち、経済的有用性喪失）とが同質視されるからである。少くとも、損傷等を対象とする米国型的な低価基準の場合は費用配分の原則と矛盾しない。他方、日本型低価基準観においては、価格下落は損傷等と同質視されないからである。

要するに、峯村説では、条件付とはいえ、低価基準は費用配分原理と矛盾しない、と理解されている。

#### (4) 黒沢説

黒沢教授は、低価基準はリトルトンの立場および米国会計学会の会計原則にみられる原価配分原則と対立するものである、と指摘している。<sup>(17)</sup>

しかし、この見解は、リトルトンの原価配分原則観には妥当しても、米国会計学会の原価配分原則観には妥当しないというべきであろう。なぜなら、原価配分に関して、前者の場合には「費消」を前提としているのに対して、後者の場合には必ずしも「費消」を前提としていないからである。

#### (5) 米国公認会計士協会

低価基準と原価配分原則との関係に関する米国公認会計士協会の見解は、次の二つの「ステートメント」から理解することができる。

##### イ. 米国会計士協会試案ステートメント

米国会計士協会から、1940年10月に、試案ステートメントが公表された。その「ステートメント」においては、低価基準と原価配分原則との関係について、次のように述べられている。

すなわち、「当該ルール（低価基準—引用者註）は、期間への原価配分の行使である。次の期間の販売（realization）から回収されないような手持商品の原始原価の部分は、予想される損失が明らかとなった期間に対してチャージされる。当該原価の残余は、販売の行われる次の期間にチャージされるべき棚卸資産価額として繰越される。時価は、適当な会計期間に原価の分割を行うために使用される尺度にすぎない。」<sup>(18)</sup>と述べ、また、低価基準の測度である「時価」

(17) 黒沢 清『近代会計学』（春秋社、1980年）232-233頁。

(18) “Inventories”, A Tentative Statement by the Research Department of the American Institute of Accountants, Journal of Accountancy, LXX (1940), 327.

の意味について、「かくて、第一に重要なことは、時価を棚卸資産に対することよりも、保有されている棚卸資産の実際原価のどの部分がそれらの取得期間にチャージされかつどの割合分が次期間へのチャージとして繰越されるかを決定することである。<sup>(19)</sup>」と述べられている。

この論述から、同ステートメントにおいては、低価基準が原価配分法として規定され、しかも、「時価」が取得原価を分割するための測度として規定されていることは明らかである。すなわち、低価基準は原価配分原則と矛盾しないのである。

#### ロ. 会計研究公報第43号

会計研究公報第43号においても、低価基準は、同公報にみられる低価基準観の特徴からして、原価配分法であると規定されていることは疑いのないところである。そのことは、ヘリックの次の論述からも理解できるであろう。すなわち、「棚卸資産について述べるにあたっては、“価値”という言葉の使用は排除して“未吸収原価”(unabsorbed cost)という表現に代えた方がより適切である。この点は、公報では、『かくて、ある一定時点における棚卸資産は、実質上は、当期収益に吸収される原価と対応させた後に残留する残存価額である。』という文章で表明されている。『価値』という用語は、本議論ではいかなる箇所でも用いられていない。<sup>(20)</sup>」と述べられている。さらに、同公報第29号においては、低価基準は原価主義と矛盾しないと規定されている。

要するに、公報第43号では、低価基準が価値評価法ではなくて原価配分法であると理解されていることは明らかである。

#### (6) 我国の「企業会計原則」

我国の「企業会計原則」においては、低価基準と原価配分原則の関係に関する論述は、「貸借対照表原則」と「連続意見書第四」にみられる。

##### イ. 貸借対照表原則五のA

原価配分原則は、「企業会計原則」では、「貸借対照表原則五のA」において規定されている。当該原価配分原則は、一般的には、棚卸資産についても妥当

(19) Ibid., p. 331.

(20) Anson Herrick, “Application of Accounting Research Bulletin No. 29 to Inventory Pricing Problems”, Journal of Accountancy, LXXXV (1948), 387.

すると理解されている。

しかし、「企業会計原則」(貸借対照表原則五のA)において原価配分原則と棚卸資産の関係に関する記述が存在するか否かの問題は別にしても、「企業会計原則」においては原価配分原則の棚卸資産に対する適用の妥当性如何は、やはり、本質的に疑問の余地を残しているという見解もある。例えば、「費用配分の原則は、……棚卸資産にも及ぶ。しかし、『企業会計原則』ではこれに触れていない。それは決して偶然ではないと私は考える。なぜなら棚卸資産の場合には、<sup>(21)</sup>明確な形で費用配分の説明がしにくいからである。」と述べられ、棚卸資産に対する適用に関して、原価配分原則が説明されにくい理由として、<sup>(22)</sup>定期棚卸法と低価基準があげられている。したがって、この見解の下では、棚卸資産の原価配分ないし評価にあたって、棚卸計算法が不可欠の前提とされる限り、本質的に、原価配分原則の棚卸資産に対する適用の妥当性が疑問となり、さらに、低価基準の存在によっても、原価配分原則の棚卸資産に対する適用の妥当性が疑問となるのである。

もちろん、原価配分原則の棚卸資産に対する適用の妥当性如何は、「棚卸計算法の本質観」および「低価基準の本質観」にかかっているとといえるであろう。すなわち、棚卸資産に対する原価配分原則の妥当性如何については、棚卸計算法を損益計算の手段として動的に理解すれば原価配分原則は妥当性をもつことになり、他方、棚卸計算法を財産計算の手段として静的に理解すれば、原価配分原則は妥当しないことになる。同様に、低価基準を動的に理解すれば原価配分原則は妥当性をもつことになり、他方、低価基準を静的に理解すれば、原価配分原則は妥当性をもたないことになるのである。

このような考察から、「企業会計原則」自体の立場は、次のように理解することが通説的であろう。すなわち、棚卸計算法については、それが動的に理解され、したがって、原価配分原則は棚卸資産に対しても原則的に妥当すると理解され、他方、低価基準については、それが静的に理解されているために、原価配分原則は妥当しないものとして把握されている、と理解することができる

(21) 中村 忠『現代会計学』(白桃書房, 1977年) 72頁。

(22) 前掲書, 72頁。

であろう。

ロ．連続意見書第四「棚卸資産の評価について」

棚卸資産意見書においては、明らかに、原価配分原則は棚卸資産に対しても原則的に妥当する、と規定されている。このことは、同意見書における次の論述から理解できるであろう。すなわち、「費用配分の原則にしたがい、棚卸資産の取得に要した支出額が当期の費用となる部分と将来の期間の費用となる部分とに配分され、後者が決算貸借対照表に棚卸資産として記載されるのである<sup>(23)</sup>。」と述べられているのである。

しかし、原価配分原則は、棚卸資産に対しては、原則的には妥当しても、低価基準が適用される場合には、それが静的で例外的基準であると規定される限り、当該原則が妥当しないことも明らかである。

それゆえ、「企業会計原則」においては、低価基準は原価配分法ではなくて価値評価法として規定されていることが理解できるであろう。

(7) スタンス

スタンス (Maurice Stans) は、低価基準と原価配分原則との関係について、次のように述べている。

すなわち、「棚卸資産表示価額は、本来、価値の認識ではなくて、稼得効果をもって将来の収益に合理的に充当される原価の流れの部分を測定することを意図している。このことから、次のことが結論される。すなわち、棚卸資産を表示する本来的基準は原価であること、しかし、そのことが妥当するのは当該原価が次期間の収益に適切に配分されうると考えられる意味においてかつその限りにおいてである。……この概念にもとづいて、現在の低価基準はそれが理論的に容認される根拠<sup>(24)</sup>が与えられる。」と述べられている。つまり、次期間に稼得効果をもつ原価が配分されるべきであり、低価基準はそのための配分手続である、と理解されている。

それゆえ、低価基準は原価配分法であって、原価配分原則にマッチするものとして把握されているのである。

(23) 連続意見書第4「棚卸資産の評価について」第1の2の1。

(24) Maurice Stans, "Inventory Pricing", *Journal of Accountancy*, LXXII (1946), 101.



## 2. 諸見解の吟味

上述の諸見解の考察から、「低価基準と原価配分原則」との関係について、次のことが明らかになったといえるであろう。すなわち、低価基準は原価配分法か価値評価法かについて見解が分れ、当該見解の相違は原価配分原則観および低価基準観の相違に起因していることがそれである。

すなわち、原価配分法説では、原価配分が取得原価を基礎にしている限り、または配分が取得原価の枠内でなされることを前提とする限り、配分の測度がたとえ時価であっても、当該配分手続は原価配分法であると理解されるのである。したがって、低価基準は原価配分原則と矛盾しないと理解されているのである。この見解では、確かに、取得原価の枠は保持されているのであるから、一見、低価基準が原価配分法として妥当するかのように考えられるのも無理のないことではある。

しかし、当該見解は妥当ではない、というべきである。なぜなら、原価配分原則は、取得原価を基礎にしかつ配分の測度もまた取得原価であることを本質的属性としているからである。言い換えると、原価配分原則とは、原価（取得原価）の原価（単位原価）による配分、または原価の原価的配分、すなわち原価的配分（すなわち「原価配分原則」）のことである。したがって、原価の配分測度として時価が適用されることは、原価配分ではなくて、原価の時価による配分、または原価の時価的配分、すなわち時価的配分（すなわち『原価配分原則』）を意味するからである。それゆえ、低価基準は、それが取得原価の配分測度として時価を本質的に伴う限り、原価配分法ではない。したがって、低価基準は原価配分原則と矛盾することになるのである。

それでは、原価配分原則と矛盾するとされる低価基準の測定手続としての特徴は、どのように理解すべきであろうか。それは、低価基準の本質観の相違によって異なることになる。すなわち、低価基準を静的に理解すれば、それは純然たる価値評価法、すなわち静的評価法として規定されることになり、他方、低価基準を動的に理解すれば、たとえそれが配分測度として時価を不可避免的に伴っても、当該時価が損益計算のために機能する限り、低価基準はやはり原価の一種の配分方法、すなわち動的評価法（いわゆる動的低価基準）として理解することも可能であろう。ただ、その場合においても、低価基準が時価を配分

測度としてもつ限り、それは原価的原価配分法ではなくて時価的原価配分法であるから、動的低価基準は、純原価配分法ではなくて、準原価配分法として理解されるべきことになるであろう。したがって、また、準原価配分法としての低価基準は、純原価主義ではなくて準原価主義、すなわち「取得原価以下主義」としての特質をもつことになるであろう。

このように理解すれば、原価配分原則について、「原価配分原則」と『原価配分原則』とが混同されていること、すなわち「原価的原価配分原則」と『時価的原価配分原則』とが混同されていることが、そもそも低価基準の本質観を混乱させている原因であることが理解できるであろう。例えば、まず、阪本説では、低価基準について、次のように述べられている。すなわち、「その残存する部分（期末在高）も、その費用化する部分も、ともに原価基準によって測定されることになる。ここにいわゆる費用配分原則の適用をうけることになるわけである。費用配分とは、このように原価主義評価の枠内において、費用化する部分と資産として残留する部分（あるいは負債）とを、一定の秩序にしたがって発生期間に割当ててを要求するものにほかならない。」<sup>(25)</sup>と。この論述において、重要なことは、原価配分原則に関して、「前段の文」の意味と「後段の文」の意味とは異なるということである。たとえ当該論者が当然のように費用配分原則に関して同一の意味をもつものとして説明しようとするとしても、両者の意味は微妙に異なるのである。すなわち、「前段の文」では、資産について費用化する部分も残存部分も共に原価基準によって測定されるとされているから、それは配分の対象と配分の測度とが共に原価であることを意味している。他方、後段の文は、取得原価を基礎としながら一定の秩序にしたがって配分がなされるとされているから、それは配分対象が取得原価でありさえすればよく配分測度は必ずしも原価でなくてもさしつかえないのであり、従って、配分対象と配分測度とが等しく原価として必ずしも一致しなくてもさしつかえないことを意味しているのである。つまり、前者が「原価的原価配分」であるのに対し、後者は『時価的原価配分』であるから、配分測度に関する限り両者は異質のものであって、後者は少なくとも純粹の原価配分原則では

(25) 阪本安一「原価配分原則」番場嘉一郎編『会計学大辞典』（中央経済社、1985年）所収、285頁。

ない。両者が混同されるために、低価基準は原価主義であると主張されることにもなるのである。すなわち、「……………低価基準もまた原価の枠内における評価を要求するものであるから、原価主義に属するものと解される場合がある。」<sup>(26)</sup>と理解されることになるのである。

同様に、中村説では、低価基準は一方では価値評価思想を有し、他方では原価配分原則と矛盾しない、と説かれていた。この見解は、現代において低価基準を理解することがいかに困難であることを表明したものであり、少なくとも当該見解は複雑な低価基準観を端的に指摘したものである、といえるであろう。しかし、このように二面的理解が生ずるのは、前者（すなわち価値評価説）は低価基準が原価配分原則と結合した場合にその配分測度である時価に着目して理解され、後者（すなわち原価配分法説）は低価基準が原価配分原則と結合して適用される場合にその配分対象である取得原価に着目して理解されているからである。前者については、低価基準が財産計算目的をもち、さらに「静的棚卸計算法観」を前提とすれば、低価基準は純然たる価値評価法、すなわち静的評価法の本質をもつことになるであろう。それはいわゆる静的低価基準観である。他方、低価基準が損益計算目的をもち、さらに「動的棚卸計算法観」を前提とすれば、低価基準は時価的原価配分法であっても、それは費用評価法、すなわち動的評価法の本質をもつことになるのである。それがいわゆる動的低価基準観である。

さらに、黒沢教授は、低価基準は、リトルトンの立場および米国会計学会の会計原則にみられる原価配分原則と対立するものである、と指摘されている。その場合、等しく原価配分原則といっても、リトルトンの立場は「原価配分原則」であり、米国会計学会の立場は『原価配分原則』であるから、時価を配分測度としてもつ低価基準は、リトルトンの原価配分原則とは対立するが、米国会計学会的原価配分原則とは対立しない、と理解すべきであろう。

要するに、動的会計目的観および動的棚卸計算法観を前提としても、低価基準が厳密な意味で原価配分法であるといえるか否かは、原価配分原則観にかかっているのである。すなわち、正確な「原価配分原則」観、すなわち原価的

---

(26) 前掲書、285頁。

価配分原則に立脚すれば、低価基準は例外的または準原価配分法となり、他方、『原価配分原則』観、すなわち時価的原価配分原則に立脚すれば、低価基準は原則的または純原価配分法として理解されることになる。つまり、等しく原価配分原則とはいっても二つの原価配分原則観があり、したがって、等しく原価配分法とはいっても、二つの原価配分法が存在するのである。すなわち、原価配分原則には「原価配分原則」と『原価配分原則』があり、したがって、配分方法にも、「配分方法」と『配分方法』とがある。前者が原価的原価配分法であり、後者は時価的原価配分法である。それゆえ、低価基準は原価配分原則の適用であって当該原則と矛盾しないという見解、すなわち低価基準は原価配分方法であるという見解は、実は、低価基準は『原価配分原則』と矛盾しないということである。したがって、そのような低価基準は『原価配分法』であることを意味するのである。

また、測度として等しく時価がとられる場合においても、会計目的観の相違によって低価基準の本質は異なることになるのである。すなわち、低価基準の本質は、財産計算目的を前提とする場合には、本質的に純然たる価値評価法（すなわち静的評価法）であって、いわゆる静的低価基準となるが、他方、損益計算目的を前提とする場合には、低価基準は費用配分法（すなわち動的評価法）であって、いわゆる動的低価基準となるのである。

#### IV 低価基準と対応原則

動的会計観への転換にともなって、期間損益計算上、収益・費用の認識または測定原則として重視されている計算原則がある。それが「収益・費用対応の原則」（以下、対応原則と略称）である。

低価基準が期間損益計算の観点から合理性をもつか、または正当化されるか否かを考察するためには、低価基準と対応原則との関係が問われなければならない。

期間損益計算上、対応原則の基本的性格または位置づけについては、種々の見解がある。例えば、ある論者によれば、他の計算原則に対して、対応原則は下位原則として理解され、他方、別の論者によれば、それは上位原則として理

---

(27) 森田哲弥「費用収益対応の原則」山下勝治編『近代会計学大系Ⅱ 損益計算論』（中央経済社、1968年）所収、41頁。

解されている。前者の見解は、森田および中村教授にみられる。すなわち、森田教授は「……費用収益対応原則は、<sup>(27)</sup>原価配分の原則を前提とするのである。」と述べ、また、中村教授も「……『費用配分の原則』は、発生主義や費用収益対応原則と並ぶ会計計算の基準ないし原則ではなく、それより上位の基本原則ないし基本思考である。<sup>(28)</sup>」と述べているのである。つまり、対応原則は原価配分原則の下位の原則として理解されているのである。他方、後者の見解は、黒沢および武田教授にみられる。すなわち、黒沢教授は、「費用収益対応の原則は、費用および収益の期間的配分の原則の拡張である。<sup>(29)</sup>」と述べている。また、武田教授は、対応原則は評価原則ではなくて認識原則であることを指摘した後、<sup>(30)</sup>「したがって、『対応原則→発生原則→原価配分原則』という思考順序となる。<sup>(31)</sup>」と述べている。つまり、対応原則は原価配分原則の上位の原則として理解されているのである。

要するに、対応原則の基本的位置づけに関して、見解の異なることが理解できるであろう。

それでは、低価基準は、対応原則との関係において、どのように理解されているであろうか。まずは、各論者の見解をレビューしてみることにしよう。

## 1. 各論者の見解

### (1) スピイラー

スピイラー(Earl A. Spiller)は、対応概念について、次のように論じている。すなわち、「対応概念は、損益計算書に対して主要な根拠を与える。この対応概念によれば、次のことが主張される。すなわち、主として、一定期間に費消され当該期間の収益と直接的(例えば、商品)または間接的(例えば、給料)な関連をもつ資源は、期間所得の計算にあたって、これらの収益と関連させられるべきである。<sup>(32)</sup>」と述べ、さらに、「むしろ、対応概念は、財務会計の根

(28) 中村 忠「原価配分の原理」山下勝治編『近代会计学大系Ⅱ 損益計算論』(中央経済社, 1969年) 所収, 108頁。

(29) 黒沢 清「会計機能の発達と会计学の発展」黒沢清編『体系近代会计学・会计学の基礎概念』(中央経済社, 1959年) 所収, 29頁。

(30) 武田隆二『最新財務諸表論』(中央経済社, 1983年) 139-140頁。

(31) 前掲書, 213頁。

(32) Earl A. Spiller, *Financial Accounting* (Richard D. Irwin, 1971), p.130.

本的な対象は<sup>(33)</sup> 実際取引であって、通常、外部関係者との取引であることを前提としている。それゆえ、対応概念は、本来的には<sup>(33)</sup> 歴史的な観点に立ち、かつ、責任に基づく報告書の作成に関係している。」と述べている。したがって、「対応概念の下では、資産は、それが<sup>(33)</sup> 産出する収益と対応される以前には、再評価されない。かくて、資産評価に対する“原価主義”は、このような慣行的な<sup>(34)</sup> 対応概念から直接的に派生する。」と述べられている。つまり、対応概念によれば、当期収益と関連をもち当期に費消された資源が当該収益と関連させられるべきであること、かつ対応概念は財務会計の根本的な対象が実際の取引であることを前提としていること、従って、対応概念の下では、資産はそれの産出する収益との対応前には再評価されえないこと、が述べられている。すなわち、スピラー的対応概念の下では、価格下落は損失として認識計上の対象とはなりえないのである。

しかし、また、スピラーは、次のようにも述べている。すなわち、低価基準は<sup>(35)</sup> 原価法の一つの拡張であり、「近年、損益計算書および対応概念に注目が移行するにつれて、低価基準は、<sup>(35)</sup> 将来の使用価値をもつ原価のみが将来の収益に対応されるべく繰越されるべきであると解釈されているように思われる。満足に回収されえないような原価は、それらの<sup>(35)</sup> 有用性を喪失してしまったと理解される。」と述べられている。つまり、近年の低価基準観においては、対応概念が「将来の使用価値」または「有用性」によって基礎づけられているために、低価基準は解釈しなおされ、したがって、低価基準は対応概念と調和するものである、とされているのである。

要するに、低価基準は、「費消」を前提とした対応原則の観点からは否定され、他方、「有用性」を前提とした対応原則の観点からは肯定される、と理解されているのである。

## (2) グロティール=アンダーダウン

グロティール (MWE Glautier) = アンダーダウン (B Underdown) は、

---

(33) Ibid., p. 139.

(34) Ibid., p. 139.

(35) Ibid., p. 250.

低価基準と対応原則との関係について、次のように述べている。

すなわち、「もし期間所得が収益とその関連製品原価との厳密な対応手続によって測定されるべきであるならば、当期の収益に対して未だ販売されていない製品の原価をチャージし、そのことによって将来の期間の収益から当該収益の適切な負担分を軽減することは不適切であるように思われる。したがって、低価基準は、対応コンベンションを破壊する。その結果、低価基準は、当期および将来の所得測定の変曲をもたらし、さらに、経営成績の指標として所得のもつ信頼性に影響をおよぼす。」<sup>(36)</sup>と述べられている。それゆえ、低価基準は「まったくイロジカルである」と主張され、当該基準は陳腐化や損傷等の棚卸資産の場合を除いては放棄されるべきである、<sup>(37)</sup>と提案されている。

他方、グロティール=アンダーダウンは、次のように述べている。すなわち、「『有用な』原価のみが次の会計期間に繰越されるべきであるという根拠から、低価基準は対応コンベンションと調和させられている。有用でない原価とは、問題の棚卸資産の時価を超過する原価である。そのような棚卸資産の原価と時価の差額によって表現される損失の測定値は、当期間中の営業を行う費用として妥当に処理されてよい。」<sup>(38)</sup>と述べられている。この解釈によれば、低価基準は二つの価値の中の何れか低い価額は残存有用価額を表すものである、<sup>(39)</sup>とされている。

要するに、低価基準は、一方では対応概念を破壊し、他方では有用性を基礎にした対応概念と調和する、と理解されているのである。

### (3) メイヤー

メイヤー (Philip E. Meyer) は、対応原則に関して、次のように述べている。

すなわち、「純所得を決定するための対応手続の性質から、販売のために保有されている商品の原価は当該商品が販売されるまでは資産として処理される

(36) MWE Glautier, B Underdown, Accounting Theory (Trans Atlantic, 1986), p. 161.

(37) Ibid., p. 161.

(38) Ibid., p. 161.

(39) Ibid., p. 161.

べきことが要請される。販売が起った期間において、販売された商品の原価は損益計算書に現われ、当該原価はその販売によって生じた収益に対応される。<sup>(40)</sup>と述べられている。したがって、低価基準は歴史的な原価主義から明らかに離脱する、<sup>(41)</sup>とされている。

要するに、低価基準は対応原則と矛盾すると理解されているのである。

#### (4) ムルカイ

ムルカイ (Gertrudo Mulcay) は、会計目的観の変化、それに伴う会計手続の発展および精緻化との関連から、原価配分および対応原則の重要性を指摘し、<sup>(42)</sup>さらに、対応原則と低価基準との関係について、次のように述べている。

すなわち、「対応概念によれば、損益計算書においては、実現収益と当期に吸収ないし費消された原価が報告される。貸借対照表では、将来の営業に充当可能な取得原価の残高が報告される。……このような関連から、期末棚卸資産に対する会計の根本的論拠は、取得原価を当期において顧客に売却された商品に充当される原価と期末に残存する商品に充当される原価とに分離することである。<sup>(43)</sup>」と述べられている。したがって、「もし期間所得の測定がもっとも重要であると考えられ、かつ、期間所得が製品原価と関連収益との厳密な対応によって適切に測定されるべきであるならば、当期の収益に対して未だ売却されていない製品の原価をチャージし、そのことによって部分的に将来期間の負担を軽減することは不適當であるように思われる。このような手続（低価基準—引用者註記）は、明らかに、収益費用対応の原則を破壊するものであって、当期と将来の利益の歪曲をもたらす。したがって、低価基準は、稼得力の指標である利益の信頼性を減ずる。<sup>(44)</sup>」と主張されている。

(40) Philip E. Meyer, Applied Accounting Theory—A Financial Reporting Perspective (Richard D. Irwin, 1980), pp.118-119.

(41) Ibid., p.312.

(42) Gertrude Mulcahy, Use and Meaning of “Market” in Inventory Valuation (The Canadian Institute of Chartered Accountants, 1976), p.5.

(43) Ibid., p.5-6.

(44) Ibid., pp.7-8.

同様に、次のように述べられている。すなわち、「原価からのいかなる離脱も原



要するに、低価基準は明らかに対応原則と矛盾する、と理解されているのである。

(5) 会計研究公報第43号

会計研究公報第43号は、その「ステートメント2」において、次のように述べている。

すなわち、「棚卸資産会計の主要な目的は、収益に適切な費用を対応させることによって所得を適切に決定することである。」<sup>(45)</sup>と述べ、さらに、その「ディスカッション4」において、次のように述べられている。すなわち、「いかなる時点においても、棚卸資産会計の主要な目的は、実現利益が適切に決定されるように収益に対して妥当な費用を対応させることである。したがって、一定期日における棚卸資産は、事実上、棚卸資産原価のうち、当該期間の収益と吸収される原価との対応後の残存価額である。この残存価額は、それが繰越される商品の最終的処分から得られると期待される収益に対して適切にチャージされる額を超過しない限り、将来の期間に適切に繰越される。」<sup>(46)</sup>と。つまり、適正な実現利益は対応原則によって決定されるのであり、かつ、対応の結果もたらされる残留原価が将来期間に繰延べられるのは、それが最終処分による期待収益への適正なチャージ額を超過しないことを条件としているのである。このような条件を価格下落時に達成する計算手続が低価基準である。すなわち、公報第43号においては、明らかに、低価基準は対応原則と矛盾しないものとして把握されているのである。

(6) ブロード

ブロード (Samuel J. Broad) は、次のように述べている。

すなわち、「通常、原価基準は収益費用の適切な対応をもたらす。しかし、ある状況の下では、原価は、将来の期間の収益に適切にチャージされる価額と

価と関連収益の対応という正常な手続を破壊しかつ所得の任意の期間的移転となるから、……」(傍点引用者)と。前掲書、19頁。

(45) Committee on Accounting Procedure of the American Institute of Certified Public Accountants, "Inventory Pricing"-Chapter 4 of Accounting Research Bulletin No. 43 (American Institute of Accountants, 1953).

(46) Ibid.

はならないであろう。商品の効用が取得以来消失した時には、原価以下への切下げが要請される。このような要請は、物理的損傷や陳腐化のためばかりでなく、市場価格が下落したためになされることもある。切下げは、当該商品を時価で評価することによって達成される。<sup>(47)</sup>と述べられている。つまり、適切な対応のためには切下げが必要である、と論じられている。

要するに、低価基準は、適切な対応原則の観点から肯定されている。

#### (7) ヘリック

ヘリック (Anson Herrick) は、次のように述べている。

すなわち、「棚卸資産評価の目的は、当期と次期に対して適切に配分される原価を決定することである。このことを銘記するならば、問題は、未販売商品の原価の全部または一部は次期の所得に対応させるにあたって適切に繰越されるべきか否かを決定することである。この問題を解決するには、有用性に関する客観的テストが要請される。<sup>(48)</sup>」と述べられている。つまり、対応原則は、当期費用に対してのみならず将来期間への繰越原価に対しても作用するものであって、対応の妥当性如何は有用性に関する客観的テストによって解決される、とされている。

要するに、低価基準は、有用性に基づく対応原則を適切に達成するために不可欠であり、当該基準は対応原則と矛盾するものではない、と把握されている。

#### (8) ペイトン

ペイトン (W. A. Paton) は、次のように述べている。

すなわち、「何らかの棚卸資産評価理論に関する第一の要件は、疑いもなく、概念的基礎の存在することである。原価の回収が疑わしい時には、次の処理がより健全な理論であると思っている人もいる。すなわち、原価はその全額が繰越されるべきではないということがそれである。しかし、多くの人々の主張によれば、原価が唯一の健全な基準であり、しかも、原価はそれが最終的に収益

(47) Samuel J. Broad, "Valuation of Inventories", *Accounting Review*, XXV (1950), 228.

(48) Anson Herrick, *Application of Accounting Research Bulletin No. 29 to Inventory Pricing Problems*, *Journal of Accountancy*, LXXXV (1948), 388.

に対応されるまでは修正されるべきではない。」と述べられている。<sup>(49)</sup>

要するに、低価基準は、対応原則の観点からは肯定されるものではなく、不合理である、と主張されているのである。

### (9) 会計調査研究叢書第13号

会計調査研究叢書第13号において、バーデン (Horace G. Barden) は、低価基準と対応原則との関係について、次のように述べている。すなわち、棚卸資産の有用性は利益をともなった企業の処分能力にあるから、棚卸資産の正常な利益職能を減ずるような事象が発生したならば、当該棚卸資産の有用性の喪失はそれの発生した期間に記録されるべきである。したがって、「このような概念の下では、原価主義を保持すれば、収益と費用の適切な対応は達成されえない。」<sup>(50)</sup>と述べられている。同様に、バーデンの述べるところによれば、「低価基準の合理性は、それが収益と費用のより適切な対応の達成という有用な目的に役立つがゆえに支持されるのである。」<sup>(51)</sup>さらに、ベイリー (George D. Bailey) やスタンス (Maurice H. Stans) も、同様な理由から低価基準を支持している、と述べられている。

要するに、低価基準は対応原則の適切な達成にとって不可欠であると把握されているのである。

## 2. 低価基準と対応原則の関係

これまで、低価基準と対応原則との関係について、考察してきた。この考察から、次のことが明らかであろう。

すなわち、低価基準を等しく対応原則の観点から理解する場合でも、その理解の仕方には相反する見解が存在するということである。すなわち、低価基準は対応原則と矛盾するという見解と両者は矛盾しないとする見解がそれである。矛盾説の論拠は対応原則を棚卸資産の「費消」を前提として理解している

(49) George D. Baily, "Problems of Inventory Pricing", *Journal of Accountancy*, LXXXII (1941), 144.

(50) Horace G. Barden, *Accounting Research Study No.13, The Accounting Basis of Inventories* (American Institute of Certified Public Accountants, 1973), p.100. (平敷慶武「会計調査研究叢書第13号における低価主義観」(『鹿児島経大論集』15巻3号, 21頁)。

(51) *Ibid.*, p. 101.

ことであり、他方、肯定説の論拠は対応原則を繰越される棚卸資産の「有用性」ないし「収益稼得力」の観点から理解していることである。すなわち、「低価基準と対応原則」の関係に関する見解の相違は、対応原則を因果律的対応（すなわち「対応原則」）として理解するか、それとも価値的対応（すなわち『対応原則』）として理解するか否かに起因している。要するに、見解の相違は、対応原則観の相違にあるといえるであろう。

それでは、対応原則とは何か。対応原則が他の計算原則との関係において占める根本的位置付けについては、論者によって異なる<sup>(52)</sup>ところであるが、対応原則は、一般に、次のように理解されている。すなわち、「期間損益計算においては、……一期間の費用と収益を、……努力と成果の<sup>・</sup><sup>・</sup><sup>・</sup><sup>・</sup><sup>・</sup><sup>・</sup>関係つまり対応関係を満足するように計算することを要求する計算原則が費用収益対応の原則である<sup>(53)</sup>。」とされ、対応の意味が質的および量的に理解されている。質的対応とは「概念的対応」を、また、量的対応（ないし金額的対応）は「处理的対応」を

(52) たとえば、森田教授は対応原則を原価配分原則の下位の計算原則として位置づけている。当該見解は同教授が次のように論じていることから理解できるであろう。すなわち、「いずれにせよ、費用収益対応の原則は、原価配分の原則を前提とするのである。」(傍点引用者)と。森田哲弥「費用収益対応の原則」山下勝治編『近代会計学大系Ⅱ 損益計算論』(中央経済社、1968年)所収、41頁。同様な見解は、中村教授の主張にもみられる。なぜなら、同教授は次のように論じているからである。すなわち、「結論を先にいってしまえば、『費用配分の原則』は、<sup>・</sup><sup>・</sup><sup>・</sup>発生主義や費用収益対応原則と並ぶ会計計算の基準ないし原則ではなく、それより上位の基本原則ないし基本思考である。」と(傍点引用者)と。中村 忠「原価配分の原理」山下勝治編『近代会計学大系Ⅱ 損益計算論』(中央経済社、1968年)所収、108頁。

これに対して、対応原則をより上位の計算原則として位置づけている見解もある。武田教授の見解がそれである。なぜなら、同教授は、次のように論じているからである。すなわち、「したがって、『対応原則→発生原則→原価配分原則』という思考順序となる。」と。武田隆二『最新財務諸表論』(中央経済社、1986年)、213頁。同様な見解は、黒沢教授の主張にもみられる。当該見解は、同教授が次のように述べていることから理解できるであろう。すなわち、「費用収益対応の原則は、費用および収益の期間的配分の原則の拡張である。」と。黒沢 清「会計機能の発達と会計学の発展」黒沢 清 編『体系近代会計学・会計学の基礎概念』(中央経済社、1959年)所収、29頁。

(53) 森田哲弥「費用収益対応の原則」山下勝治編「近代会計学大系Ⅱ・損益計算論」(中央経済社、1968年)所収、39頁。

意味するものと理解できるであろう。<sup>(54)</sup>

この対応原則の機能形態として、一般に、個別的対応（ないし容体的対応）と期間的対応があげられる。個別的対応は費消される商品（ないし製品）を媒介とした直接的・個別的対応関係である。したがって、収益（売上高）と費用（売上原価）との間に対応関係が存在することは明確であるから、問題はない。問題は、期間的対応である。期間的対応は、対応原則の本質に照らして妥当といえるか否か。対応原則の本質を努力と成果の関係、すなわち因果関係として規定する限り、期間的対応の概念的成立は疑わしい、と論じられている。すなわち、「… …しばしば期間的対応という概念が主張されるが、そのような概念が、努力と成果の関係を意味する概念として成立しうることは極めて疑わしい。<sup>(55)</sup>」のであり、「… …期間的対応は、… …期間を媒介とする対応概念であるといわれる。だが、この場合、期間収益に対応する費用を期間を媒介として決定するといっても、それは全く無意味ないい廻しにすぎない。<sup>(56)</sup>」のである。要するに、対応原則は、努力と成果の因果関係として、すなわち、原因ないし努力と結果ないし成果の関係として理解されるのである。

このように、対応原則が当期の損益計算に関係し、それが努力と成果の因果関係を意味する限り、そのような因果関係は、過去のなものであって、いわゆる“取引”の発生を前提としている。しかしながら、繰越棚卸資産は未販売の状態にあるから、それは非過去のな未取引である。したがって、繰越棚卸資産は対応原則の適用対象とはなりえない。それゆえ、繰越棚卸資産に係わる低価基準は費用の認識ないし限定原則である対応原則の観点からは正当化されえないのである。すなわち、低価基準は対応原則を破壊し、それと矛盾する計算手続である。言い換えると、対応原則は努力と成果の因果的対応関係であるから、それは収益と費用の関係である。しかし、「時価下落」は努力と成果の関係ではない。なぜなら、「時価下落」は、収益、すなわち成果を産出していな

(54) 森田教授にあっては、対応原則が質的および量的に理解されている（前掲書、39頁）。また、「概念的対応」および「処理的対応」は武田教授によって提唱されている概念である。武田隆二『最新財務諸表論』（中央経済社、1986年）

(55) 森田 哲弥「費用収益対応の原則」山下 勝治 編『近代会計学大系・損益計算論』（中央経済社、1968年）所収、64頁。

いからである。いわゆる価格下落損失は予想収益の予想マイナス分を意味するから、当該損失はいかなる意味でも支出には結びつくものではない。したがって、価格下落損失は成果の産出をもたらす努力とは無関係だからである。

## V む す び

### —低価基準と計算原則の関係—

これまで、低価基準と計算原則の関係、すなわち、対応原則および原価配分原則と低価基準の関係について考察してきた。

これらの各計算原則間の関係、すなわち、何れの計算原則がより上位の、またはより基本的な計算原則であるかについては、論者によって見解が異なるところである。そこで、各計算原則間の関係を武田説に基づいて理解するとすれば、それは次のようにいえるであろう。

まず、「対応原則」については、その意味は二義的であって、「概念的対応」（または「構成的対応」と「处理的対応」がある。前者は結果の事<sup>・</sup>実<sup>・</sup>的<sup>・</sup>照<sup>・</sup>応<sup>・</sup>関<sup>・</sup>係<sup>・</sup>に<sup>・</sup>関<sup>・</sup>する<sup>・</sup>もの<sup>・</sup>であ<sup>・</sup>って、「財<sup>・</sup>貨<sup>・</sup>発<sup>・</sup>生<sup>・</sup>と<sup>・</sup>財<sup>・</sup>貨<sup>・</sup>費<sup>・</sup>消<sup>・</sup>を<sup>・</sup>概<sup>・</sup>念<sup>・</sup>的<sup>・</sup>に<sup>・</sup>関<sup>・</sup>連<sup>・</sup>づ<sup>・</sup>ける<sup>・</sup>実<sup>・</sup>質<sup>・</sup>的<sup>・</sup>原<sup>・</sup>則<sup>・</sup>と<sup>・</sup>して<sup>・</sup>作<sup>・</sup>用<sup>・</sup>す<sup>・</sup>る。」<sup>(57)</sup>ものであり、後者は数量的照応関係を意味するものであるから形式的原則である、とされている。要するに、対応原則は、財<sup>・</sup>貨<sup>・</sup>発<sup>・</sup>生<sup>・</sup>と<sup>・</sup>財<sup>・</sup>貨<sup>・</sup>費<sup>・</sup>消<sup>・</sup>と<sup>・</sup>い<sup>・</sup>う<sup>・</sup>結<sup>・</sup>果<sup>・</sup>の<sup>・</sup>事<sup>・</sup>実<sup>・</sup>的<sup>・</sup>照<sup>・</sup>応<sup>・</sup>関<sup>・</sup>係<sup>・</sup>を<sup>・</sup>認<sup>・</sup>識<sup>・</sup>し<sup>・</sup>表<sup>・</sup>示<sup>・</sup>す<sup>・</sup>る<sup>・</sup>原<sup>・</sup>則<sup>・</sup>である。<sup>(58)</sup>

次に、「発生原則」については、二義的解釈の存在することが指摘されている。すなわち、「発生の事実を財<sup>・</sup>貨<sup>・</sup>役<sup>・</sup>務<sup>・</sup>の<sup>・</sup>物<sup>・</sup>的<sup>・</sup>面<sup>・</sup>に<sup>・</sup>着<sup>・</sup>目<sup>・</sup>し、『経<sup>・</sup>済<sup>・</sup>価<sup>・</sup>値<sup>・</sup>の<sup>・</sup>費<sup>・</sup>消<sup>・</sup>の<sup>・</sup>事<sup>・</sup>実<sup>・</sup>』を<sup>・</sup>指<sup>・</sup>す<sup>・</sup>と<sup>・</sup>す<sup>・</sup>る<sup>・</sup>解<sup>・</sup>釈<sup>・</sup>」<sup>(59)</sup>と「発生の事実を費<sup>・</sup>用<sup>・</sup>・<sup>・</sup>収<sup>・</sup>益<sup>・</sup>の<sup>・</sup>測<sup>・</sup>定<sup>・</sup>対<sup>・</sup>価<sup>・</sup>と<sup>・</sup>して<sup>・</sup>の<sup>・</sup>貨<sup>・</sup>幣<sup>・</sup>面<sup>・</sup>に<sup>・</sup>着<sup>・</sup>目<sup>・</sup>し、費<sup>・</sup>用<sup>・</sup>な<sup>・</sup>い<sup>・</sup>し<sup>・</sup>収<sup>・</sup>益<sup>・</sup>を<sup>・</sup>測<sup>・</sup>定<sup>・</sup>す<sup>・</sup>る<sup>・</sup>に<sup>・</sup>必<sup>・</sup>要<sup>・</sup>な<sup>・</sup>条<sup>・</sup>件<sup>・</sup>と<sup>・</sup>して<sup>・</sup>の<sup>・</sup>『対<sup>・</sup>価<sup>・</sup>の<sup>・</sup>成<sup>・</sup>立<sup>・</sup>と<sup>・</sup>い<sup>・</sup>う<sup>・</sup>事<sup>・</sup>実<sup>・</sup>』を<sup>・</sup>指<sup>・</sup>す<sup>・</sup>と<sup>・</sup>す<sup>・</sup>る<sup>・</sup>解<sup>・</sup>釈<sup>・</sup>」<sup>(60)</sup>がある、とされる。前者が本質的であり、<sup>(61)</sup>後者は現象的である、と規定されている。要するに、前者は物<sup>・</sup>的<sup>・</sup>発<sup>・</sup>生<sup>・</sup>原<sup>・</sup>則<sup>・</sup>（す

(56) 前掲書，64頁。

(57) 武田隆二『最新財務諸表論』（中央経済社，1983年），138頁。

(58) 前掲書，138-140頁。

(59) 前掲書，141頁。

(60) 前掲書，141頁。

(61) 前掲書，141頁。

すなわち、「発生原則」）であって、いわゆる消費発生原則に相当し、後者は貨幣的発生原則（すなわち、『発生原則』）であって、いわゆる原因発生原則に相当するものである、と理解できるであろう。

このような対応原則との関係については、次のように述べられている。すなわち、「対応概念は会計学上主として原因によって引き起こされた『結果の事実的照応性』に対して使用されるものであるのに対し、発生原則は事実的照応関係を『結果の数的照応性』に変換するための数割当原則（計算原則）として作用するという点に相違がある。」とされている。<sup>(62)</sup>

また、発生原則と原価配分原則との関係については、次のように論じられている。すなわち、「……………現実の手續としては、実現原則により財貨発生を価値発生に轉換し、それを特定年度に限定したならば、それに照応する価値費消を発生原則により割当てるという方式がとられる。この面を具体的に担当する発生原則が原価配分の原則である。したがって、原価配分原則は発生原則の適用原則としての意義をもつ。」<sup>(63)</sup>とされている。要するに、原価配分原則は発生原則を前提として機能するのである。

このような考察から、各計算原則間の関係は、次のように理解することができるであろう。すなわち、「対応原則」によって財貨発生と財貨費消の事実的照応関係が認識され、当該関係を数的照応関係に変換するための計算原則が「発生原則」であり、当該発生原則の具体的適用原則が「原価配分原則」である。要するに、各計算原則は対応原則→発生原則→原価配分原則の位置関係にあって、対応原則を前提としてはじめて他の計算原則は適用されるのである。

このように、各計算原則の関係について敢えて論じたのは、次の点を指摘するためである。すなわち、各計算原則の関係から重要なことは、これらの各計算原則はすべて財貨である棚卸資産の費消を前提としていることである。なぜなら、対応原則によって財貨費消が認識され、当該財貨費消を価値的または数的に測定するのが発生原則であり、当該測定を具体化する計算原則が原価配分の原則だからである。対応原則が財貨費消という事実関係の認識原則であり、

(62) 前掲書，141頁。

(63) 前掲書，145頁。

その対応原則を前提として他の計算原則が適用される限り、各計算原則もまた「財貨の費消」を前提とすることは、けだし当然のことである。しかも、財貨の費消という事実は、各計算原則に対する理解やそれらの基本的関係に関する論者の見解の相違とは無関係に、共通してみられる本質的特徴である。すなわち、原価配分とは取得原価を費消原価と未費消原価に配分することであるから、原価配分原則は明らかに「費消」を前提としている。また、対応原則とは因果関係であり、実現原則によって認識測定された収益に対してそれを取得するために要した原価の費消分である費用を対応させることであるから、対応原則も明らかに「費消」を前提としている。言い換えると、成果たる収益に対して原因たる費用を対応させるということは、とりもなおさず販売という「費消」が行われていることを意味している。同様に、実現原則によって収益が計上されるという場合、実現とは販売のことであり、それはやはり「費消」を意味しているから、対応原則は「費消」を前提としていることが理解できるであろう。

そこで、重要なことは、そのような費消の意味を、費用（または損失）の認識原則との関連において会計学的にいかに定義することが妥当であるかということである。

その定義には、二つの相異なる見解がある。すなわち、一つは、「費消」の意味をいわゆるすでになされた現実の費消に限定して理解する見解である。もう一つは、現実の費消のみならず予想される将来の費消に係わる原因にまで拡張して理解する見解である。すなわち、前者が消費発生原則（「発生原則」）であり、後者が原因発生原則（『発生原則』）である。

まず、消費発生原則の立場からは、原価配分原則は“原価の原価による配分”，すなわち原価的・原価配分原則（「原価配分原則」）として理解される。なぜなら、消費発生原則に立つことは、現実の「費消」の事実のみに基づいて原価の配分が行われることであり、棚卸資産が会計上は支出原価によって表現されている限り、棚卸資産の物的費消の認識はとりもなおさず会計的にはそれに呼応して原価の費消が認識測定されることを意味するからである。すなわち、物の費消は原価の費消を意味しているのである。棚卸資産の原価配分における基本等式、すなわち、「消費数量×単価(仕入原価)＝費消原価(売上原価)」



は、正に、このことを意味している。つまり、取得原価の配分、言い換えると、その費消分と未費消分への配分が原価自身（仕入原価）を測度としてなされるのである。すなわち、消費発生原則に立脚した「原価配分原則」においては、配分対象（取得原価）と配分測度（単位原価）とが共に原価として一致しているのである。その一致にこそ、また、原価主義の本質も存するのである。このような意味に原価主義を理解する限り、「原価配分原則」（原価的・原価配分原則）は正しく「原価主義」（純原価主義）を前提としているといえるであろう。

したがって、消費発生原則の観点からは、時価を測度としてもつ低価基準は「原価配分法」（原価的・原価配分法）ではない。少なくとも、低価基準は純粹の原則的な原価配分法でないことは疑いがない。

次に、原因発生原則の立場からは、原価配分原則とは“原価の時価による配分”，すなわち時価的・原価配分原則（『原価配分原則』）として理解される。なぜなら、原因発生原則は、その原因が予想費用の予想される発生を意味する限り、現実の費消を必ずしも前提としないために、現実の物的費消にともなう原価の客観的消滅はありえず、したがって、原価の配分にあたっては原価以外の測度、すなわち時価の介入が不可避的となるからである。つまり、取得原価の配分、言い換えると、その費消分と未費消分への原価の配分が未費消の棚卸資産に係わる時価を測度としてなされるのである。すなわち、原因発生原則に立脚した『原価配分原則』においては、配分対象（取得原価）と配分測度（時価）が一致しないのである。その不一致のゆえに、原価主義が「原価主義」から逸脱することは不可避的である。すなわち、原価主義は『原価主義』（原価以下主義）となるのである。原価主義をこのような意味に理解する限り、『原価配分原則』は正しく『原価主義』を前提とすることになる。

したがって、原因発生原則の観点からは、原価配分原則は『原価配分原則』となり、また、原価主義は『原価主義』となるから、時価を測度としてもつ低価基準もまた『原価配分法』となり、かつ、原価主義に属することになる。すなわち、低価基準は原則的な原価配分法として理解されることになるのである。

要するに、発生原則観について、消費発生原則（すなわち「発生原則」）に

立脚すれば、原価配分原則については原価的原価配分原則（すなわち「原価配分原則」）がとられる。したがって、配分方法は、配分対象と配分測度の一致する原価主義（すなわち「原価主義」）を前提とした原価配分法（すなわち「原価配分法」）として規定される。それゆえ、低価基準は、それが時価を測度としてもつ限り、「原価配分法」ではなく、また原価主義でもない。それにもかかわらず、あえて低価基準を原価配分法であるというのであれば、それは不合理ないし例外的な原価配分法である。他方、原因発生原則（すなわち『発生原則』）に立脚すれば、原価配分原則（すなわち『原価配分原則』）がとられる。したがって、配分方法は、配分対象と配分測度の一致しない原価主義（すなわち『原価主義』）を前提とした原価配分法（すなわち『原価配分法』）として規定される。それゆえ、低価基準は原価配分法であり、しかも原価主義である。すなわち、低価基準は原則的かつ合理的な原価配分法であるということになる。

つまり、動的低価基準観を前提とする限り、低価基準が例外的原価配分法（「原価配分方法」）であるかまたは原則的原価配分法（『原価配分法』）であるかは、発生原則観にかかっているといえるのである。

それでは、消費発生原則と原因発生原則の中、何れが妥当な会計的計算原則であるか。したがって、消費発生原則を前提とした「原価配分原則」と原因発生原則を前提とした『原価配分原則』とは何れが妥当な原価配分原則であるか。したがって、また、「原価主義」と『原価主義』とは何れが妥当な原価主義であるか。低価基準の本質を解明するためには、これらの問題が解決されなければならない。

まず、発生原則の問題は、財務会計の基本的ファンクションの観点から考察すべきであろう。会計の対象は経済活動であって、それを取引として把握することによって期間損益を確定することが会計のファンクションである。企業活動の目的が生産・販売を中心とした物的経済活動である限り、取引もまた物的活動である。損益を確定すべく、そのような物的取引活動を記録・測定・報告することが会計のファンクションである。このような物的取引活動を会計的に認識・測定する計算原則が発生原則である。したがって、発生原則は物的な消費発生原則として理解することが妥当であろう。それゆえ、物的に未だ生起し

ていない取引，すなわち価格下落は，認識の対象たりえないことが理解できるであろう。

消費発生原則の妥当性は，また，「正規の簿記の原則」の要請にも合致するであろう。すなわち，「正規の簿記の原則」は物的な「取引」の発生を前提としているから，それにマッチした発生原則は消費発生原則である。したがって，消費発生原則が発生原則として妥当であることが肯首できるであろう。

したがって，原価配分原則の問題についても，それが「発生原則」を前提とする限り，原価的・原価配分原則が妥当な原価配分原則であることが理解できるであろう。原価配分とは取得原価を費消原価と未費消原価に分割することであり，かつ，原価配分原則が消費発生原則を前提としていると規定する限り，配分は費消を前提とするものであり，当該費消は物的費消であって，それにとともなう原価の消滅を意味している。したがって，消滅原価分の測度が原価自身となることは必然である。

一般に原価配分原則は費消を前提とし，かつ当該費消原価分の測定が目的である。それにもかかわらず，時価的・原価配分原則の場合には，当該原則が費消を前提とせず，したがって，未費消の時価が測度とされるのであるから，それは明らかに矛盾することになるであろう。すなわち，未費消の原価が測定対象となり，したがって未費消の時価が測度となるということは，原価配分が費消を前提としかつ原価自体が測定たるべきであるという原価配分原則の本質に照らして，不合理なのである。そのため，費消分を測定することが原価配分原則の目的でありながら，時価的・原価配分原則の下では，未費消の原価が費消原価として配分されることになるのである。そのことが，合理的な期間損益計算目的と矛盾することは明らかである。それゆえ，原価的・原価配分原則が計算原則として妥当であることが理解できるであろう。

原価主義の問題については，消費発生原則が妥当であることを前提とすれば，「原価主義」が妥当であるといえるであろう。なぜなら，「発生原則」に立脚して測定が「費消」を前提としてなされる限り，原価の費消は物的費消を前提とするから，当該費消原価の測定は原価自身でなければならないからである。すなわち，配分対象と配分測度とは共に原価として一致しなければならないからである。

かくして、妥当な計算原則が規定されるならば、低価基準の本質も自ら規定されるであろう。すなわち、費用および損失に関する妥当な認識測定原則として、「対応原則」、「発生原則」、および「原価配分原則」が規定されるならば、これらの計算原則からみて、低価基準は、明らかに、不合理で例外的であり、かつ「原価配分法」ではない、と規定されるであろう。少なくとも、低価基準は原則的な「原価配分法」ではなく、例外的な原価配分法でしかないのである。したがって、低価基準が純原価主義すなわち「原価主義」ではなくて、回収可能原価主義または有用原価主義すなわち『原価主義』であることも明らかであろう。

低価基準の本質観の相違ないし混乱は、計算原則観の相違ないし混乱に起因していることが理解できるであろう。すなわち、対応原則における「対応原則」（因果的対応）と『対応原則』（価値的対応）、発生原則における「発生原則」（消費発生原則ないし物的発生原則）と『発生原則』（原因発生原則ないし貨幣的発生原則）、原価配分原則における「原価配分原則」（原価的原価配分原則）と『原価配分原則』（時価的原価配分原則）、および原価主義における「原価主義」（純原価主義）と『原価主義』（回収可能原価主義または有用原価主義）の相違ないし混乱がそれである。このような相違ないし混乱は、論者の意識のいかんにかかわらず、存在している。したがって、この二つの対照的な計算原則観に呼応して、二つの対照的な低価基準観が存在することになる。すなわち、非合理的・例外的・非原価主義としての低価基準観と合理的・原則的・原価主義としての低価基準観がそれである。両者は、共に、次のように二つの計算原則観に呼応している。すなわち、前者は、「対応原則」→「発生原則」→「原価配分原則」→「原価主義」⇨非合理的・例外的・非原価主義的・低価基準観（即ち、「低価基準観」）に呼応し、後者は、『対応原則』→『発生原則』→『原価配分原則』→『原価主義』⇨合理的・原則的・原価主義的・低価基準観（即ち、『低価基準観』）に呼応しているのである。

静的会計観を前提とすれば、計算原則観とは無関係に、低価基準が価値評価法としての静的評価法、すなわち静的低価基準となることは論ずるまでもない。なぜなら、上述の計算原則は動的会計観を前提としているからである。